

義務教育費の財源確保等に関する意見書

義務教育について国が必要な経費を負担する義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、義務教育制度を財政面から支える重要な役割を担っている。

しかしながら、本制度は昭和60年以来、国と地方の役割分担、国と地方の財政状況等を踏まえて、制度改革及び歳出抑制の観点から見直されてきており、平成18年度からは小中学校の教職員給与費の国庫負担割合が、2分の1から3分の1へと引き下げられているところである。

一方、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む国と地方の税財政の在り方を見直す「三位一体の改革」は、真の分権型社会を実現するために必要なものであるが、税源移譲や権限移譲など改革の全体像がいまだ明確にはなっていない状況にある。

このような中、今後、地方の財源確保策が不十分なまま義務教育費国庫負担制度が廃止され全額一般財源化された場合には、現行教育制度の根幹を揺るがすと同時に地方財政を圧迫し、義務教育の円滑な推進に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって国におかれては、義務教育に係る予算について、地方財政を圧迫するような負担転嫁とならないよう財源を確保するとともに、教科書無償制度を堅持し保護者の負担軽減を図るなど、行き届いた豊かな教育の実現に向けて特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

出資法及び貸金業規制法の改正を求める意見書

超低金利が続く中で、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者から返済能力を超えた借り入れをして、苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、平成16年の自己破産申立件数は21万人を数え、約8千人の人々が経済的理由で自殺しており、大きな社会問題となっている。

こうした背景には、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）第43条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法第1条の上限（年15～20％）は上回るが、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）第5条第2項の上限（年29.2％）よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。また、出資法の特例規定により日賦貸金業者及び電話担保金融については、高金利（年54.75％）の適用が許されている。

こうした中で、最高裁判所は、「みなし弁済」を適用できる条件を厳格に解釈し、貸金業者の利息制限法の上限を超える利息を無効とする判断を示したところである。

国では、平成19年1月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早く解消すべきである。

よって国におかれては、法改正に当たって次の事項を実現されるよう強く要望するものである。

- 1 出資法における上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法第43条の「みなし弁済」規定を廃止すること。
- 3 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

法務大臣

金融・経済財政政策担当大臣

脳脊髄液減少症の研究・治療等の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ障害、落下事故などによる頭部や全身への強い衝撃によって脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、腰痛、思考力低下、うつ症状、極端な全身倦怠感等の様々な症状が複合的に発現する病気であり、難治性のいわゆる「むち打ち症」の原因として注目されている。

しかし、この病気は、これまで原因が特定されない場合が多く、「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されたため、患者の肉体的、精神的苦痛はもとより、患者の家族等の苦勞も計り知れなかった。

近年、この病気に対する認識が徐々に広がり、本症の研究に取り組んでいる医師らにより新しい診断法・治療法（ブラッドパッチ療法など）の有効性が報告されている。

そのような中、医学会においても脳脊髄液減少症に関して本格的な検討を行う機運が生まれつつあり、長年苦しんできた患者にとって、このことは大きな光明となっている。

しかしながら、この病気の一般の認知度はいまだ低く、患者数など実態も明らかになっていない。また、全国的にもこの診断・治療を行う医療機関が少ないため、患者・家族等は大変な苦勞を強いられている。

よって国におかれては、以上の現状を踏まえ、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 交通事故等の外傷による脳脊髄液漏れ患者（脳脊髄液減少症患者）の実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談及び支援の体制を確立すること。
- 2 脳脊髄液減少症について更に研究を推進するとともに、診断法並びにブラッドパッチ療法を含む治療法を早期に確立すること。
- 3 脳脊髄液減少症の治療法の確立後、ブラッドパッチ療法等の新しい治療法に対して早期に保険を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣